リケル男ノ虚口ヲ好ケレバ此ル白事ヲモシテ病迷ヒテ、人ニモ憑ミ被咲ケル也、其ノ後ハ虚口モ不二好云一デナム有ケレバ、同僚ノ者共、其ニ付テモ咲ヒケリ、此レヲ思フニ、龜ノ頸ハ四五寸ト指出ツル物ヲ、口ヲ指ヨセテ吸ハムトセムニハ、當ニ不レ被レ咋ヌ樣ハ有ナムヤ、此レハ世ノ人上モ下モ由无カラム虚口シテ、猿樂ニ然樣ナラム危キ戯レ事ハ可レ止シ、此ル白事シテ被二憑ミ一咲ル男ナム有ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年四月廿一日甲戌、梶原平三景時飛脚、自二鎮西一參著、差二進親類、獻一上書狀、始申二合戰次第一、〇略中

去々年、長門國合戰之時、大龜一ッ出來、始浮二海上一、後ニハ昇陸、仍海人恠レ之、參河守殿〇源頼範御前持參、以二六人力一、猶持煩之程也、于レ時可レ放二其甲一之由相議之處、先レ之有二夢之告一、忽思合參河守殿加二制禁一、剩付レ簡テ被二放遣一畢、然臨二平氏最後一、件龜再浮二出于源氏御船前一、以レ簡知レ之〇下略

〔撰集抄三〕西道法師事

過にし比、紀伊國ゆらのみさきをすぎ侍しに、なぎさ近く釣船漕寄て、四十にかたぶき、五十許にみへ侍る男の、舟の内になき居たる侍何なる態を愁らんと、哀に覺て、深く水におり立、船ばたに取つゐて、いかに何をか歎らんと云に、此男泣々聞ゆる樣、是はつりする者に侍、只今此浦にて、殊に大なる龜のつられて侍つるを、殺さんとし侍つるに、龜左右の眼より、紅の涙をながして、歎くかたちのみへ侍りつれば、あまりに悲くて、ゆるして本の所にはなたんとし侍つる、此つれの釣人刀にて目をつきて侍つれば、くるめきまよゐつるが、餘に身にしみて、悲しく覺侍とて、舟よりとびおりて、濱にあがりて、ねがはくはかしらおろしてえさせよと云を、いかゞとためらい侍しかどもげに思とりて見え侍りしかば、かみをそりて侍き、〇下略

〔大内家壁書〕鷹餌鼈龜禁制事